

氏 名 長野 真士

登録番号 第 27120233 号

事務所名称 長野社会保険労務士事務所

事務所所在地 大阪府大阪市天王寺区小宮町7番2-1006 号

所属社会保険労務士会 大阪府社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止
(令和6年2月 23 日から1年)

処分理由 株式会社Aから提出代行を受託した両立支援等助成金(出生時両立支援コース)及びキャリアアップ助成金の支給申請業務に当たり、

① 両立支援等助成金については、実際には労働者が取得していない育児休業を取得したもとの支給申請書を作成するとともに、当該労働者の出退勤一覧を改ざんした上でこれを添付して、令和2年6月 26 日に、

② キャリアアップ助成金については、賃金規程を偽造するとともに、支給申請書に同規程を添付して、令和2年7月 18 日に、

それぞれ北海道労働局長あて提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。